



# 新たな外国人技能実習制度について

2017年4月

法務省 入国管理局  
厚生労働省 職業能力開発局

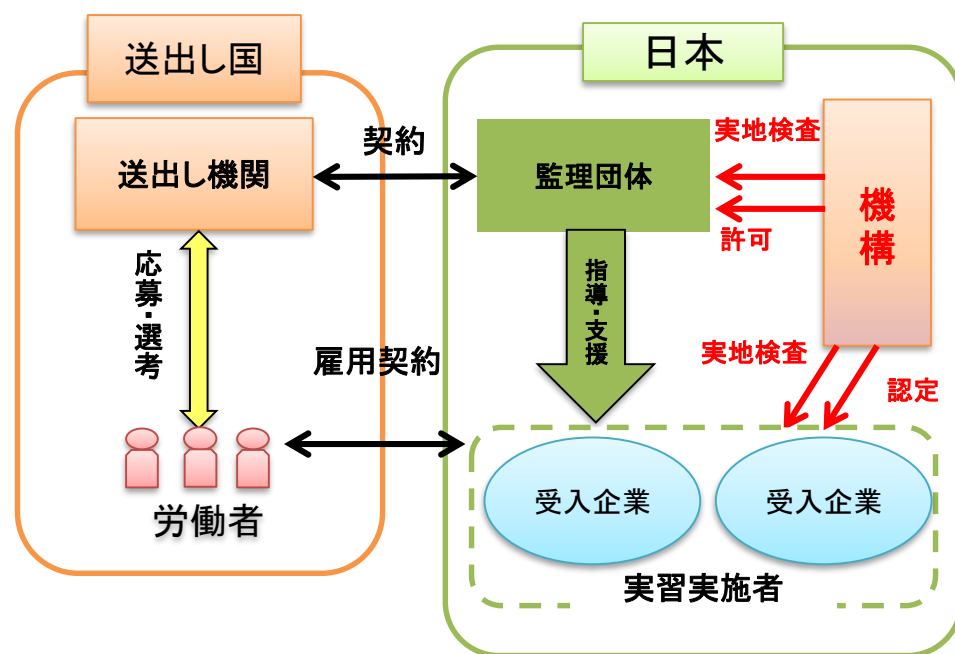
# 技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。  
※平成28年末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

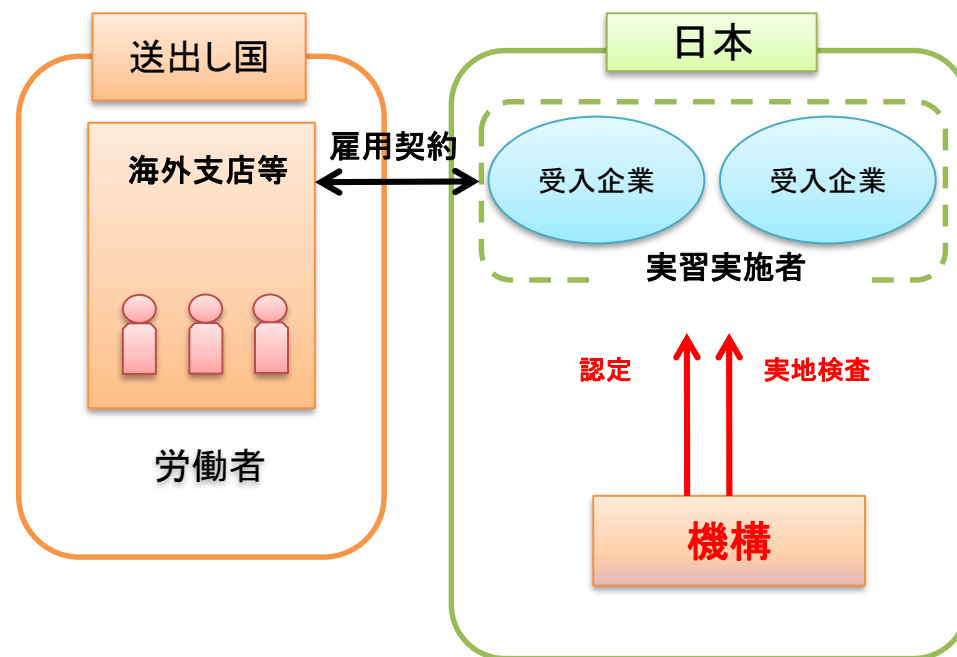
### 【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



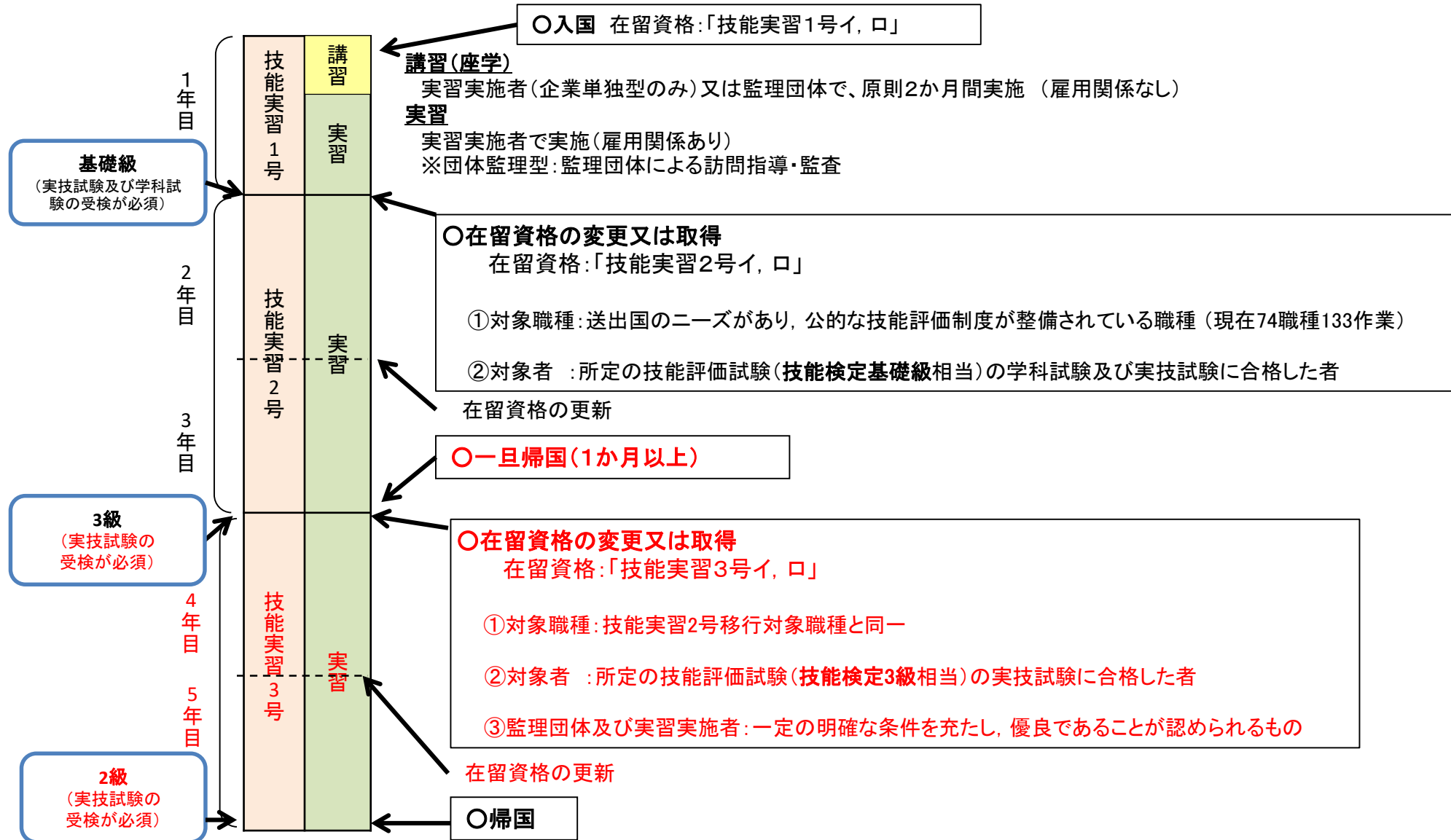
### 【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



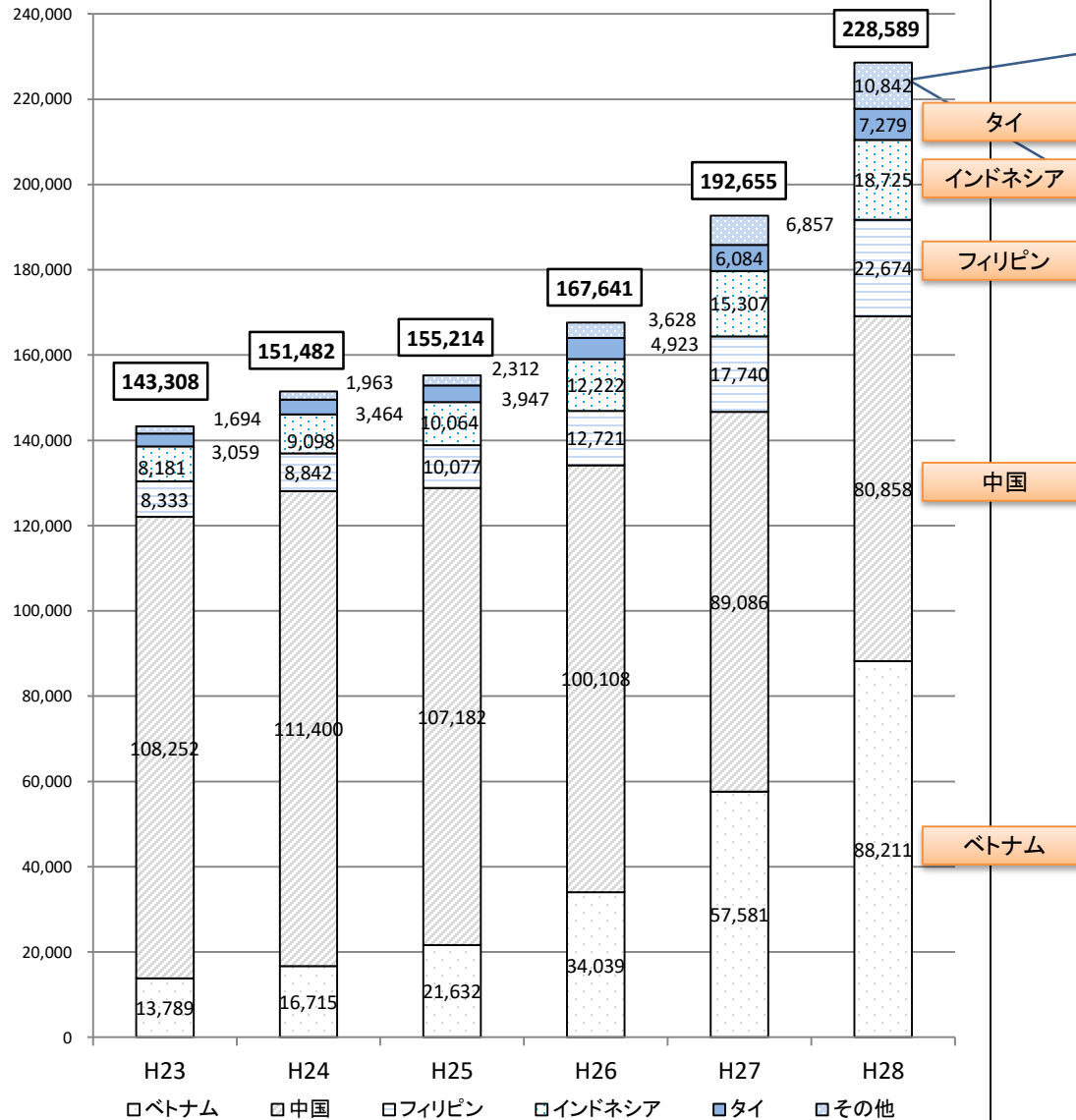
# 技能実習の流れ

※新制度の内容は赤字



# 国籍別技能実習生数の年次推移

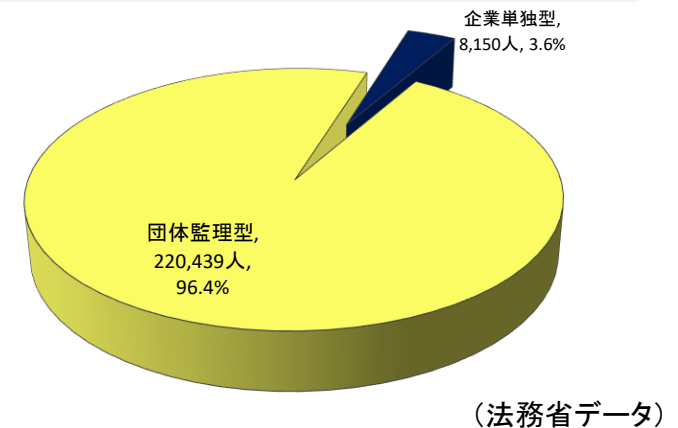
在留資格「技能実習」の国籍別在留者数



「その他」の内訳

| 国名      | 人数    |
|---------|-------|
| カンボジア   | 4,865 |
| ミャンマー   | 3,960 |
| モンゴル    | 774   |
| ラオス     | 394   |
| スリランカ   | 265   |
| ネパール    | 201   |
| バングラデシュ | 115   |

平成28年末「技能実習」に係る  
受入形態別総在留者数



# 技能実習2号移行対象職種（平成28年4月1日時点 74職種133作業）

## 1 農業関係（2職種6作業）

| 職種名   | 作業名   |
|-------|-------|
| 耕種農業＊ | 施設園芸  |
|       | 畑作・野菜 |
|       | 果樹    |
| 畜産農業＊ | 養豚    |
|       | 養鶏    |
|       | 酪農    |

## 2 漁業関係（2職種9作業）

| 職種名   | 作業名           |
|-------|---------------|
| 漁船漁業＊ | かつお一本釣り漁業     |
|       | 延縄漁業          |
|       | いか釣り漁業        |
|       | まき網漁業         |
|       | 曳網漁業          |
|       | 刺し網漁業         |
|       | 定置網漁業         |
|       | かに・えびかご漁業     |
|       | ホタテガイ・マガキ養殖作業 |
| 養殖業＊  |               |

## 3 建設関係（21職種31作業）

| 職種名        | 作業名             |
|------------|-----------------|
| さく井        | バーカッション式さく井工事作業 |
|            | ロータリー式さく井工事作業   |
| 建築板金       | ダクト板金作業         |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業    |
| 建具製作       | 木製建具手加工作業       |
| 建築大工       | 大工工事作業          |
| 型枠施工       | 型枠工事作業          |
| 鉄筋施工       | 鉄筋組立て作業         |
| とび         | とび作業            |
| 石材施工       | 石材加工作業          |
|            | 石張り作業           |
| タイル張り      | タイル張り作業         |
| かわらぶき      | かわらぶき作業         |
| 左官         | 左官作業            |
| 配管         | 建築配管作業          |
|            | プラント配管作業        |
| 熱絶縁施工      | 保温保冷工事作業        |
| 内装仕上り施工    | プラスチック系床仕上げ工事作業 |
|            | カーペット系床仕上げ工事作業  |
|            | 銅製下地工事作業        |
|            | ボード仕上げ工事作業      |
| サッシ施工      | カーテン工事作業        |
|            | ビル用サッシ施工作業      |
| 防水施工       | シーリング防水工事作業     |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業    |
| ウェルポイント施工  | ウェルポイント工事作業     |
| 表装         | 壁装作業            |
| 建設機械施工＊    | 押土・整地作業         |
|            | 積込み作業           |
|            | 掘削作業            |
|            | 締固め作業           |

## 4 食品製造関係（9職種14作業）

| 職種名             | 作業名               |
|-----------------|-------------------|
| 缶詰巻締＊           | 缶詰巻締              |
| 食鳥処理加工業＊        | 食鳥処理加工作業          |
| 加熱性水産加工食品製造業＊   | 節類製造              |
|                 | 加熱乾製品製造           |
|                 | 調味加工品製造           |
|                 | くん製品製造            |
| 非加熱性水産加工食品製造業＊  | 塩蔵品製造             |
|                 | 乾製品製造             |
|                 | 発酵食品製造            |
| 水産練り製品製造        | かまぼこ製品製造作業        |
| 牛豚食肉処理加工業＊      | 牛豚部分肉製造作業         |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業 |
| パン製造            | パン製造作業            |
| 惣菜製造業＊          | 惣菜加工作業            |

## 5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

| 職種名         | 作業名              |
|-------------|------------------|
| 紡績運転＊       | 前紡工程作業           |
|             | 精紡工程作業           |
|             | 巻糸工程作業           |
|             | 合捻糸工程作業          |
| 織布運転＊       | 準備工程作業           |
|             | 製織工程作業           |
|             | 仕上工程作業           |
| 染色          | 糸浸染作業            |
|             | 織物・ニット浸染作業       |
| ニット製品製造     | 靴下製造作業           |
|             | 丸編ニット製造作業        |
| たて編ニット生地製造＊ | たて編ニット生地製造作業     |
| 婦人子供服製造     | 婦人子供既製服縫製作業      |
| 紳士服製造       | 紳士既製服縫製作業        |
| 下着類製造＊      | 下着類製造作業          |
| 寝具製作        | 寝具製作作業           |
| カーペット製造＊    | 織じゅうたん製造作業       |
|             | タフテッドカーペット製造作業   |
|             | ニードルパンチカーペット製造作業 |
| 帆布製品製造      | 帆布製品製造作業         |
| 布はく縫製       | ワイシャツ製造作業        |
| 座席シート縫製＊    | 自動車シート縫製作業       |

## 6 機械・金属関係（15職種27作業）

| 職種名             | 作業名             |
|-----------------|-----------------|
| 鑄造              | 鑄鉄鑄物鑄造作業        |
|                 | 非鉄金属鑄物鑄造作業      |
| 鍛造              | ハンマ型鍛造作業        |
|                 | プレス型鍛造作業        |
| ダイカスト           | ホットチャンバダイカスト作業  |
|                 | コールドチャンバダイカスト作業 |
| 機械加工            | 旋盤作業            |
|                 | フライス盤作業         |
| 金属プレス加工         | 金属プレス作業         |
| 鉄工              | 構造物鉄工作業         |
| 工場板金            | 機械板金作業          |
| めっき             | 電気めっき作業         |
|                 | 溶融亜鉛めっき作業       |
| アルミニウム陽極酸化処理仕上げ | 陽極酸化処理作業        |
|                 | 治工具仕上げ作業        |
|                 | 金型仕上げ作業         |
|                 | 機械組立仕上げ作業       |
| 機械検査            | 機械検査作業          |
| 機械保全            | 機械系保全作業         |
| 電子機器組立て         | 電子機器組立て作業       |
|                 | 回転電機組立て作業       |
| 電気機器組立て         | 変圧器組立て作業        |
|                 | 配電盤・制御盤組立て作業    |
|                 | 開閉制御器具組立て作業     |
|                 | 回転電機巻線製作作業      |
| プリント配線板製造       | プリント配線板設計作業     |
|                 | プリント配線板製造作業     |

## 7 その他（12職種24作業）

| 職種名          | 作業名          |
|--------------|--------------|
| 家具製作         | 家具手加工作業      |
| 印刷           | オフセット印刷作業    |
| 製本           | 製本作業         |
| プラスチック成形     | 圧縮成形作業       |
|              | 射出成形作業       |
|              | インフレーション成形作業 |
|              | ブロー成形作業      |
| 強化プラスチック成形塗装 | 手積み積層成形作業    |
|              | 建築塗装作業       |
|              | 金属塗装作業       |
|              | 鋼橋塗装作業       |
| 溶接＊          | 噴霧塗装作業       |
|              | 手溶接          |
| 工業包装         | 半自動溶接        |
|              | 工業包装作業       |
| 紙器・段ボール箱製造   | 印刷箱打抜き作業     |
|              | 印刷箱製箱作業      |
|              | 貼箱製造作業       |
|              | 段ボール箱製造作業    |
| 陶磁器工業製品製造＊   | 機械ろくろ成形作業    |
|              | 圧力鋳込み成形作業    |
|              | パッド印刷作業      |
| 自動車整備＊       | 自動車整備作業      |
| ビルクリーニング     | ビルクリーニング作業   |

（注） ＊の職種： 「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」による確認の上、職業能力開発局長が認定した職種

# 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

**主務大臣（法務大臣，厚生労働大臣）**

事務の委任，  
監督

報告

## 本部事務所

東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル8階

**理事長**

（主務大臣が任命）

**理事**

（3人以内）  
（理事長が主務大臣の  
認可を受けて任命）

**監事**

（2人以内）  
（主務大臣が任命）

総務部

国際部

監理団体部

技能実習部

## 地方事務所

### 組織形態

- 認可法人（発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可）

### 所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収，実地検査等
- 技能実習に関する各種報告（監理団体からの監査報告，技能実習実施困難時の報告，実習実施者からの実施状況報告等）の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

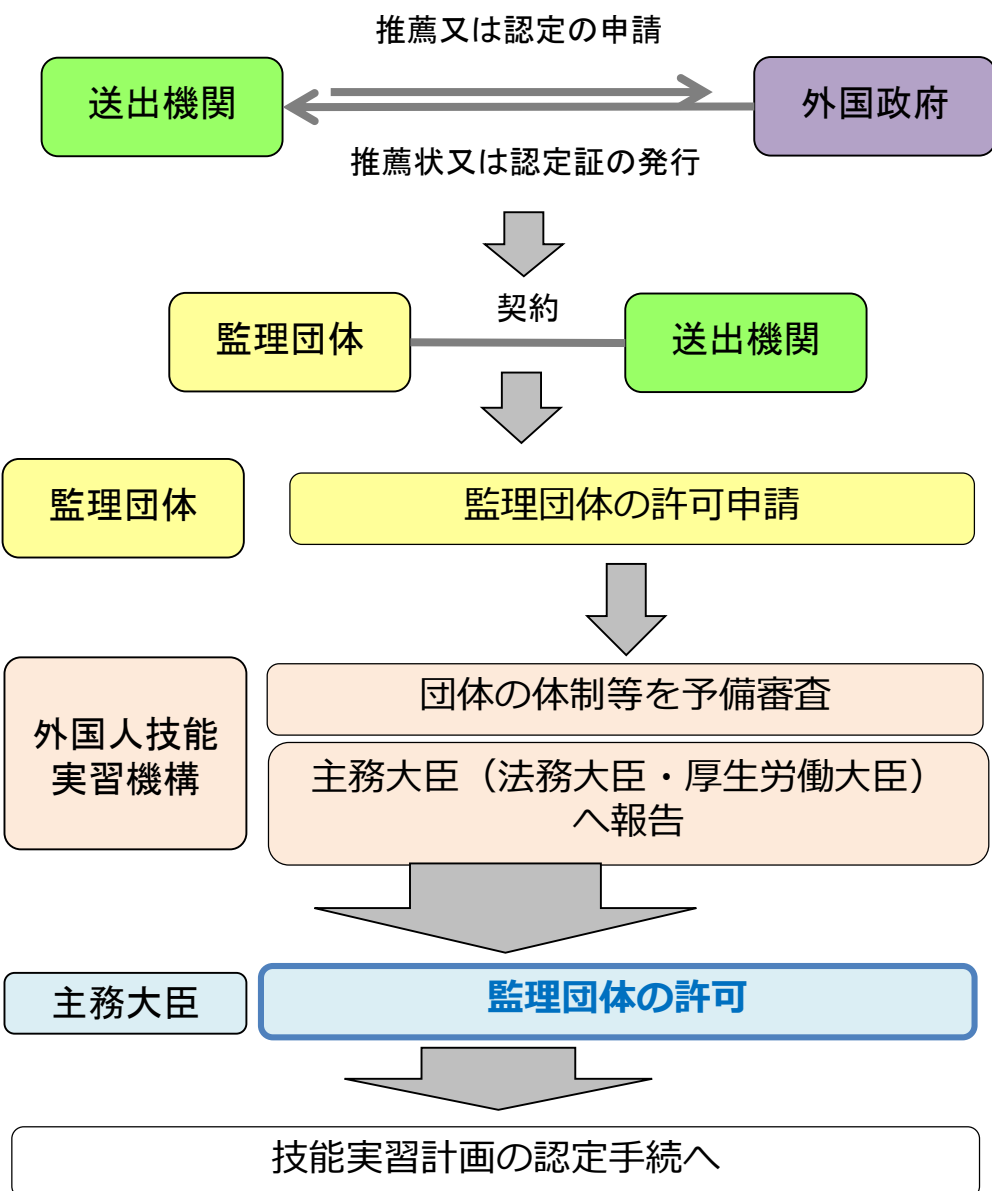
- 全国13か所（本所8か所・支所5か所）

北海道札幌市中央区内，宮城県仙台市青葉区内，東京都港区内，茨城県水戸市内，長野県長野市内，愛知県名古屋市中区内，富山県富山市内，大阪府大阪市中央区内，広島県広島市中区内，香川県高松市内，愛媛県松山市内，福岡県福岡市博多区内，熊本県熊本市中央区内

- 監理団体（約1,900団体）への実地検査を年1回実施
- 実習実施者（約3万5千社）への実地検査を実施（3年間で全数を網羅）

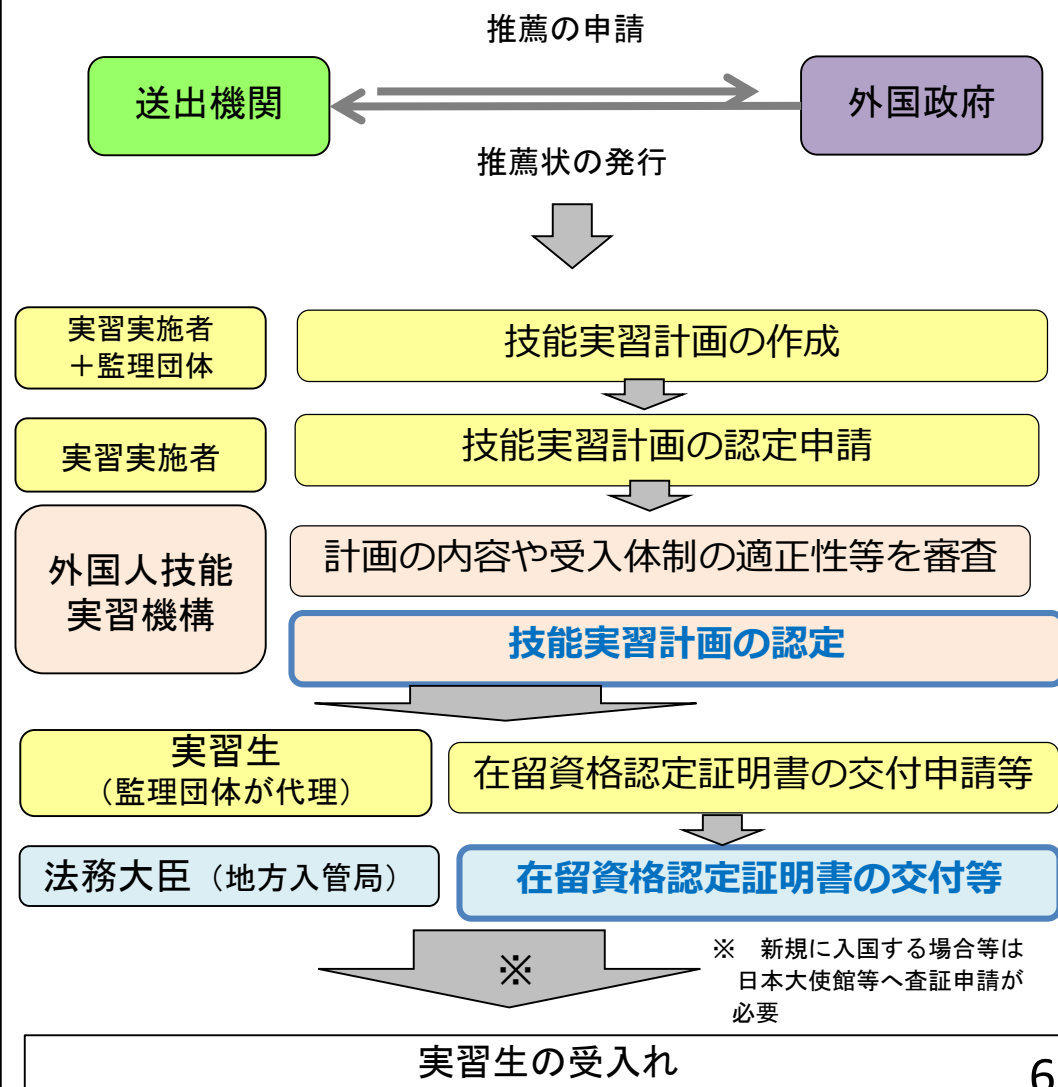
# 監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

## 監理団体の許可



## 技能実習計画の認定等

※ MOC発行後は、外国政府の手続きは変更する可能性があります。



- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

## 技能実習計画の主な認定基準

### ① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

### ② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

### ③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については主務省令別表記載の職種及び作業に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 2号移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

- ④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**
- ⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**
- ⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**
- ⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**
- 各事業所ごとに下記を選任していること。  
「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。  
「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員  
「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員
  - 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
  - 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。
- ⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること＜団体監理型技能実習の場合＞**
- ⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**
- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
  - 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
  - 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。
- ⑩ **優良要件への適合＜第3号技能実習の場合＞（別紙1参照）**
- ⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※） ＜新制度で人数枠を見直し＞（別紙2参照）**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で付加要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該付加要件の基準も満たすことが必要となる。

# 監理団体の許可基準

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

## 監理団体の主な許可基準

### ① 営利を目的としない法人であること（※）

商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等

### ② 監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）

Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）

ア 技能実習の実施状況の実地確認

イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること

ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談

エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧

オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認

Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）

Ⅲ 技能実習計画の作成指導

- ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
- ・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。

Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）

### ③ 監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること

### ④ 個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること

### ⑤ 外部役員又は外部監査の措置を実施していること

### ⑥ 基準を満たす外国の送出機関と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること

### ⑦ ①～⑥のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

- ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
- ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
- ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。

また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で特則要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該特則要件も満たすことが必要となる。

※下線部分が新制度における変更点

- 実習実施者について、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第9条第10号）
- 監理団体については、技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすものとして主務省令で定める基準に適合していること（法第25条第1項第7号）

いずれも得点が満点の6割以上であれば、優良な実習実施者・監理団体の基準に適合することとなる。

## 優良な実習実施者の要件

（満点 120）

- ① 技能等の修得等に係る実績（70点）
  - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率\* 等
  - \*3級2級程度については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ② 技能実習を行わせる体制（10点）
  - ・過去3年以内の技能実習指導員、生活指導員の講習受講歴（講習については経過措置有）
- ③ 技能実習生の待遇（10点）
  - ・第1号実習生の賃金と最低賃金の比較
  - ・技能実習の各段階の賃金の昇給率
- ④ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
  - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
  - ・過去3年以内に実習実施者に責めのある失踪の有無
- ⑤ 相談・支援体制（15点）
  - ・母国語で相談できる相談員の確保
  - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑥ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習生に対する日本語教育の支援
  - ・地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供

## 優良な監理団体の要件

（満点 120）

- ① 実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制（50点）
  - ・監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率
  - ・監理責任者以外の監査に関与する職員の講習受講歴 等
- ② 技能等の修得等に係る実績（40点）
  - ・過去3年間の基礎級、3級、2級程度の技能検定等の合格率\* 等
  - \*3級2級については、新制度への移行期は合格実績を勘案
- ③ 法令違反・問題の発生状況（5点（違反等あれば大幅減点））
  - ・過去3年以内の改善命令の実績、失踪の割合
- ④ 相談・支援体制（15点）
  - ・他の機関で実習が困難となった実習生の受入に協力する旨の登録を行っていること
  - ・他の機関で実習継続が困難となった実習生の受入実績 等
- ⑤ 地域社会との共生（10点）
  - ・実習実施者に対する日本語教育への支援
  - ・実習実施者が行う地域社会との交流を行う機会・日本文化を学ぶ機会の提供への支援

# 優良な実習実施者の要件（詳細）（案）

| 項目                                                                                                                                                                                                                                                            | 配点                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【最大70点】                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                             |
| ①技能等の修得等に係る実績                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                             |
| I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・95%以上：20点</li> <li>・80%以上95%未満：10点</li> <li>・75%以上80%未満：0点</li> <li>・75%未満：－20点</li> </ul>                          |
| II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率<br>＜計算方法＞<br>分母：新技能実習生の2号・3号修了者数<br>－うちやむを得ない不受検者数<br>＋旧技能実習生の受検者数<br>分子：（3級合格者数＋2級合格者数×1.5）×1.2<br>* 旧技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。<br>* 施行後3年間については、IIに代えて、II－2(1)及び(2)で評価することも可能とする。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・80%以上：40点</li> <li>・70%以上80%未満：30点</li> <li>・60%以上70%未満：20点</li> <li>・50%以上60%未満：0点</li> <li>・50%未満：－40点</li> </ul> |
| II－2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者3人以上：35点</li> <li>・合格者2人：25点</li> <li>・合格者1人：15点</li> <li>・合格者なし：－35点</li> </ul>                                 |
| II－2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者2人以上：5点</li> <li>・合格者1人：3点</li> </ul>                                                                            |
| III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績<br>* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者2人以上：5点</li> <li>・合格者1人以上：3点</li> </ul>                                                                          |
| IV 技能検定等の実施への協力<br>* 技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有：5点</li> </ul>                                                                                                     |

得点が満点の6割以上となる実習実施者は  
優良な実習実施者の基準に適合することとなる。

|                                                                                        |                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【最大10点】                                                                                |                                                                                                                                        |
| * 講習の整備から1年までは配点なし                                                                     |                                                                                                                                        |
| I 過去3年以内の技能実習指導員の講習受講歴                                                                 | ・全員有：5点                                                                                                                                |
| II 過去3年以内の生活指導員の講習受講歴                                                                  | ・全員有：5点                                                                                                                                |
| 【最大10点】                                                                                |                                                                                                                                        |
| ③技能実習生の待遇                                                                              |                                                                                                                                        |
| I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・115%以上：5点</li> <li>・105%以上115%未満：3点</li> </ul>                                                 |
| II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5%以上：5点</li> <li>・3%以上5%未満：3点</li> </ul>                                                       |
| 【最大5点】                                                                                 |                                                                                                                                        |
| ④法令違反・問題の発生状況                                                                          |                                                                                                                                        |
| I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・改善未実施：－50点</li> <li>・改善実施：－30点</li> </ul>                                                      |
| II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ：5点</li> <li>・10%未満又は1人以下：0点</li> <li>・20%未満又は2人以下：－5点</li> <li>・20%以上又は3人以上：－10点</li> </ul> |
| III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）                                                     | ・該当：－50点                                                                                                                               |
| 【最大15点】                                                                                |                                                                                                                                        |
| ⑤相談・支援体制                                                                               |                                                                                                                                        |
| I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること                                         | ・有：5点                                                                                                                                  |
| II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること（旧制度を含む。）                                    | ・有：5点                                                                                                                                  |
| III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。） | ・有：5点                                                                                                                                  |
| 【最大10点】                                                                                |                                                                                                                                        |
| ⑥地域社会との共生                                                                              |                                                                                                                                        |
| I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っていること                                                        | ・有：4点                                                                                                                                  |
| II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしていること                                                            | ・有：3点                                                                                                                                  |
| III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしていること                                                              | ・有：3点                                                                                                                                  |

# 優良な監理団体（一般監理事業）の要件（詳細）（案）

得点が満点の6割以上となる監理団体は  
優良な監理団体の基準に適合することとなる。

|                                | 項目                                                                                                                                                                                | 配点                                                                                |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| ① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 | 【最大50点】<br>* 講習の整備から1年までは最大40点                                                                                                                                                    |                                                                                   |
|                                | I 監理団体が行う定期的監査について、その実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、監査を担当する職員に周知していること。                                                                                                                    | ・有 : 5点                                                                           |
|                                | II 監理事業に関与する常勤の役職員と実習監理を行う実習実施者の比率                                                                                                                                                | ・1:5未満 : 15点<br>・1:10未満 : 7点                                                      |
|                                | III 過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴                                                                                                                                    | ・60%以上 : 10点<br>・50%以上60%未満: 5点                                                   |
|                                | IV 実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員等に対し、毎年、研修の実施、マニュアルの配布などの支援を行っていること                                                                                                                 | ・有 : 5点                                                                           |
|                                | V 帰国後の技能実習生のフォローアップ調査に協力すること。                                                                                                                                                     | ・有 : 5点                                                                           |
|                                | VI 技能実習生のあつせんに関し、監理団体の役職員が送出国での事前面接をしていること。                                                                                                                                       | ・有 : 5点                                                                           |
|                                | VII 帰国後の技能実習生に関し、送出国と連携して、就職先の把握を行っていること。                                                                                                                                         | ・有 : 5点                                                                           |
| ② 技能等の修得等に係る実績                 | 【最大40点】                                                                                                                                                                           |                                                                                   |
|                                | I 過去3年間の基礎級程度の技能検定等の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）                                                                                                                            | ・95%以上:10点<br>・80%以上95%未満:5点<br>・75%以上80%未満:0点<br>・75%未満:-10点                     |
|                                | II 過去3年間の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率<br>* 計算方法は実習実施者の①IIと同じ<br>* 施行後3年間については、IIに代えて、II-2(1)及び(2)で評価することも可能とする。                                                                          | ・80%以上:20点<br>・70%以上80%未満:15点<br>・60%以上70%未満:10点<br>・50%以上60%未満:0点<br>・50%未満:-20点 |
|                                | II-2(1) 直近過去3年間の3級程度の技能検定等の実技試験の合格実績                                                                                                                                              | ・2以上の実習実施者から合格者を輩出:15点<br>・1の実習実施者から合格者を輩出:10点<br>・上記以外:-15点                      |
|                                | II-2(2) 直近過去3年間の2級程度の技能検定等の実技試験の合格実績                                                                                                                                              | ・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点<br>・1の実習実施者から合格者を輩出:3点                                      |
|                                | III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績<br>* 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価                                                                                                                      | ・2以上の実習実施者から合格者を輩出:5点<br>・1の実習実施者から合格者を輩出:3点                                      |
|                                | IV 技能検定等の実施への協力<br>* 傘下の実習実施者が、技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合を想定 | ・1以上の実習実施者から協力有:5点                                                                |

|                |                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ③ 法令違反・問題の発生状況 | 【最大5点】                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                 |
|                | I 過去3年以内に改善命令を受けたことがあること（旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。）                                                                           | ・改善未実施 : -50点<br>・改善実施 : -30点                                                                                                                                                                                   |
|                | II 過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと（旧制度を含む。）                                                                                 | ・ゼロ : 5点<br>・10%未満又は1人以下:0点<br>・20%未満又は2人以下:-5点<br>・20%以上又は3人以上:-10点                                                                                                                                            |
|                | III 過去3年以内に責めによるべき失踪があること（旧制度を含む。）                                                                                      | ・該当 : -50点                                                                                                                                                                                                      |
| ④ 相談・支援体制      | IV 過去3年以内に傘下の実習実施者に不正行為があること（監理団体が不正を発見して機構に報告した場合を除く。）                                                                 | ・計画認定取消し（実習監理する実習実施者の数に対する技能実習計画の取消し件数の割合）<br>15%以上 -10<br>10%以上15%未満 -7<br>5%以上10%未満 -5<br>0%を超え5%未満 -3<br><br>・改善命令（実習監理する実習実施者の数に対する改善命令の件数の割合）<br>15%以上 -5<br>10%以上15%未満 -4<br>5%以上10%未満 -3<br>0%を超え5%未満 -2 |
|                | 【最大15点】                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                 |
| ⑤ 地域社会との共生     | I 機構・監理団体が実施する母国語相談・支援の方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること                                                                | ・有 : 5点                                                                                                                                                                                                         |
|                | II 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。                    | ・有 : 5点                                                                                                                                                                                                         |
|                | III 過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと（旧制度下における受入れを含む。） | 有 5点                                                                                                                                                                                                            |
| ⑥ 地域社会との共生     | 【最大10点】                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                 |
|                | I 受け入れた実習生に対し、日本語の教育の支援を行っている実習実施者を支援していること                                                                             | ・有 : 4点                                                                                                                                                                                                         |
|                | II 地域社会との交流を行う機会をアレンジしている実習実施者を支援していること                                                                                 | ・有 : 3点                                                                                                                                                                                                         |
|                | III 日本の文化を学ぶ機会をアレンジしている実習実施者を支援していること                                                                                   | ・有 : 3点                                                                                                                                                                                                         |

## 基本人数枠

| 実習実施者の常勤の職員の総数 | 技能実習生の人数      |
|----------------|---------------|
| 301人以上         | 常勤職員総数の 20分の1 |
| 201人～300人      | 15人           |
| 101人～200人      | 10人           |
| 51人～100人       | 6人            |
| 41人～50人        | 5人            |
| 31人～40人        | 4人            |
| 30人以下          | 3人            |

## (参考) 現行制度の基本人数枠

| 実習実施機関の常勤の職員の総数 | 技能実習生の人数     |
|-----------------|--------------|
| 301人以上          | 常勤職員総数の20分の1 |
| 201人～300人       | 15人          |
| 101人～200人       | 10人          |
| 51人～100人        | 6人           |
| 50人以下           | 3人           |

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

## 人数枠 (団体監理型)

### 人数枠

| 第1号<br>(1年間) | 第2号<br>(2年間) | 優良基準適合者   |           |           |
|--------------|--------------|-----------|-----------|-----------|
|              |              | 第1号 (1年間) | 第2号 (2年間) | 第3号 (2年間) |
| 基本人数枠        | 基本人数枠の2倍     | 基本人数枠の2倍  | 基本人数枠の4倍  | 基本人数枠の6倍  |

## 人数枠 (企業単独型)

### 技能実習生の人数枠

| 企業                                       | 第1号<br>(1年間) | 第2号<br>(2年間) | 優良基準適合者      |             |              |
|------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
|                                          |              |              | 第1号(1年間)     | 第2号(2年間)    | 第3号(2年間)     |
| 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業 | 基本人数枠        | 基本人数枠の2倍     | 基本人数枠の2倍     | 基本人数枠の4倍    | 基本人数枠の6倍     |
| 上記以外の企業                                  | 常勤職員総数の20分の1 | 常勤職員総数の10分の1 | 常勤職員総数の10分の1 | 常勤職員総数の5分の1 | 常勤職員総数の10分の3 |

- また、団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。  
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

## ○ 外国の送出国機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

### 外国の送出国機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、  
刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、  
技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

### 2 国間取決めを作成した国

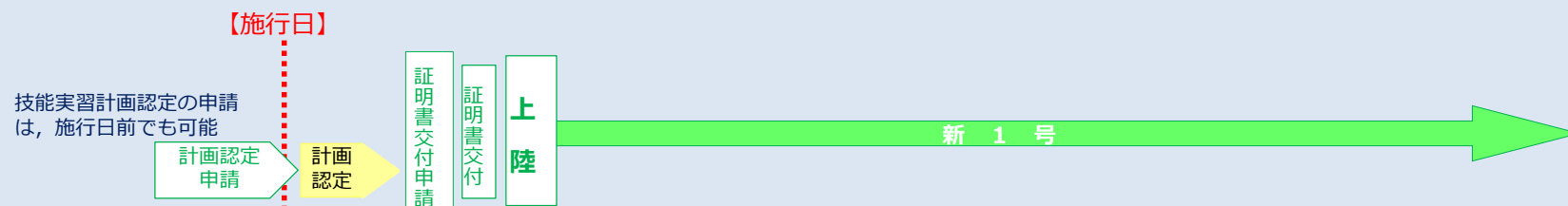
送出し国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出国機関を認定する。

# ～技能実習法の施行に伴う旧制度から新制度への移行について～

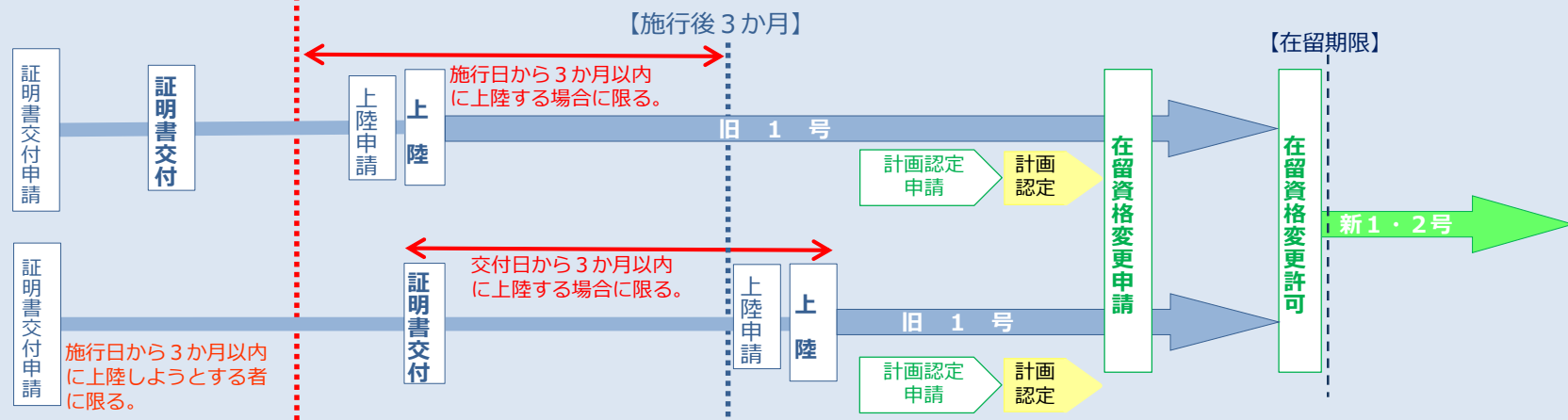
(※下の図に関する説明は次頁参照)

施行日以後に上陸する技能実習生

## 【基本型】

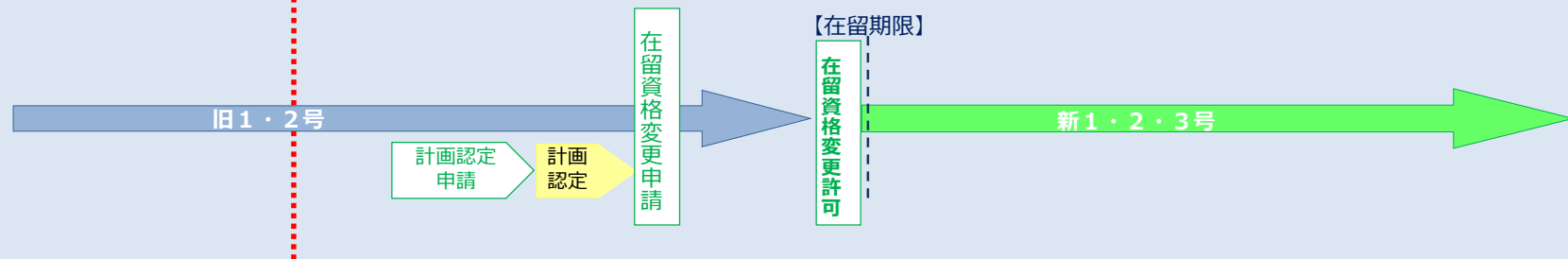


## 【手続継続型】（施行日前に旧 1 号の在留資格認定証明書の交付を申請）附則13条 3・4項

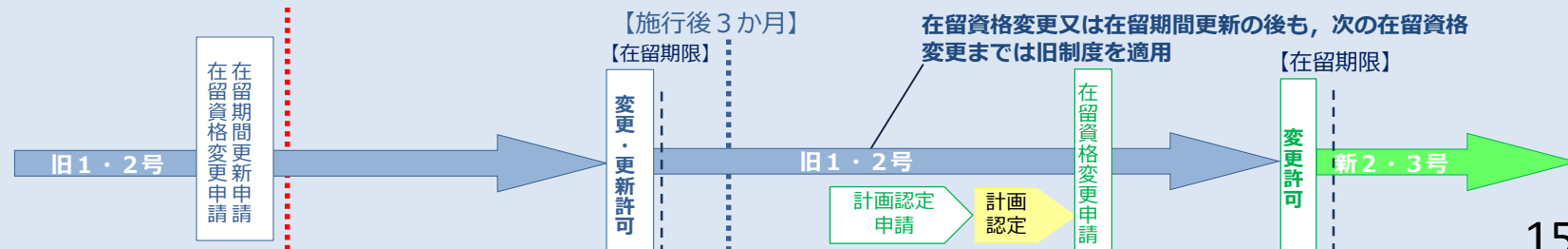


施行日をまたいで在留する技能実習生

## 【基本型】 附則 13 条 1 項本文



## 【手続継続型】（施行日から 3 か月以内に期間が満了かつ施行日前に変更・更新を申請）附則13条2項



# 旧制度（入管法）の手続（旧制度での受入れが可能な技能実習生の入国・在留諸申請）

## （１）平成29年11月1日に在留している技能実習生

在留期間の満了日が到来するまでの間は、旧制度で技能実習を行わせることができる。

## （２）平成30年1月31日までに在留期間の満了日が到来する技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行った場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後にこれらの申請を行った場合には、新制度が適用される。

## （３）平成30年1月31日までに入国予定の技能実習生

平成29年10月31日までに在留資格認定証明書交付申請を行った上、認定証明書交付後3か月以内に入国した場合には、旧制度が適用される。他方、同年11月1日以後に同申請を行った場合は、新制度が適用される。

### 15頁の図についての補足

- 図の「新1号」とは、新制度による技能実習1号の在留資格を決定された技能実習生を表し、この者には、技能実習法が適用される。また、「旧1号」とは、技能実習法の施行前の旧制度による技能実習1号の在留資格を決定された旧技能実習生を表し、この者には、技能実習法は適用されず、旧制度の規定が適用される。
- 図の【基本型】のとおり、技能実習法は、原則として、同法の施行後に上陸許可又は在留資格変更許可を受けた技能実習生に対して適用される（施行後に在留期間を更新しようとする場合には、原則として、在留期間の更新ではなく、旧技能実習1号から新技能実習1号、旧技能実習2号から新技能実習2号への在留資格変更許可を受けることになる。）。  
この場合には、上陸や在留資格変更の手続をとる前に、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受ける必要がある。
- ただし、図の【手続継続型】のとおり、施行前に上陸、在留資格変更又は在留期間更新に関する手続が開始された場合には、施行後に上陸、在留資格変更又は在留期間更新の許可がされた場合であっても、一定の範囲内（※）で、その許可に基づく在留中はなお旧制度の規定が適用される。なお、その後引き続き技能実習を行おうとする場合には、技能実習法に基づく技能実習計画の認定を受けた上で、在留資格変更の申請をする必要があり、その許可を受けたときから、その技能実習生は、技能実習法の適用を受ける技能実習生となる。

（※）上陸であれば、技能実習法の施行日又は在留資格認定証明書の交付日から3か月以内に上陸する場合に限る。

在留資格変更又は在留期間更新であれば、変更又は更新する前の在留期間満了日が技能実習法の施行日から3か月以内である場合に限る。

# 前職要件（省令第10条第2項第3号ホについて）

団体監理型技能実習の場合は、技能実習生は、日本において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があることが必要です。（省令第10条第2項第3号ホ）  
（※ 別紙1が申請のモデル様式となります。）

## 本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること

「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること」については、日本において行おうとする技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について送出国で業務として従事した経験を有することを求めるものです。ただし、送出国で業務として従事していた業務の名称が形式的に同一であることまでを求めるものではありません。

※別紙2の「外国の所属機関による証明書」がこの要件を確認するための書類のモデル様式となります。

## 団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること

以下①から③までの場合が該当します。

### ① 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合

実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。

### ② 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）

教育機関の形態は問いませんが、教育を受けた期間については6か月以上であることが必要です。この場合、以下の資料を全て提出することが必要となります。

- ・ 教育機関と実習実施者、監理団体又は外国の送出機関との間において締結された協定書の写し（教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。）
- ・ 教育機関の概要を明らかにする書類（同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。）
- ・ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書類（修了見込みの証明も含む。）

### ③ 技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習を行うために必要な最低限の訓練を受けている場合

当該技能実習を行う必要性を具体的に説明できる場合とは、

- ・ 家業を継ぐことになり、当該分野の技能実習を行う必要性が生じた場合
- ・ 本国で急成長している分野での就業を希望し、そのために当該分野での技能実習を行う必要性が生じた場合

などをいいます。この場合は、技能実習生に技能実習を行う必要性について具体的に記載させた理由書を提出することが必要となります。（※別紙3が理由書のモデル様式となります。）

また、技能実習を行うために必要な最低限の訓練としては、2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目に充てられた入国前講習などが該当します。

監理団体が監理費に該当しない金銭を、送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合（ex 監理団体が送出機関等からキックバックを受け取った場合）は、監理団体の許可取消の対象となるほか、罰則も適用されます。

\* 監理団体が監理費に該当しない金銭を送出機関を含む技能実習の関係者から受け取った場合は、技能実習法第28条の規定に違反し、監理団体許可の取消対象となるほか、技能実習法第111条の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となるところ。

監理団体と送出機関の間で、技能実習生が日本で失踪などをした場合について、送出機関が監理団体に対して違約金等を支払う旨の契約がなされる場合については、下記説明のとおり、技能実習法の主務省令に違反するものであるため、技能実習計画の取消などの対象となります。

主務省令第10条第2項第6号ロでは「申請者又は外国の準備機関（団体監理型技能実習にあつては、申請者、監理団体、取次送出機関又は外国の準備期間）との間で、違約金等の制裁を定めていないこと」と規定されている。

これについては、技能実習生等との直接の契約でなくとも、実習実施者と取次送出機関などの関係者間で違約金を定めるような契約が行われた場合は、違約金を徴収するおそれがあるため、技能実習生の保護の観点から、このような規定を置いているもの。

具体的には、技能実習生が失踪した場合の制裁として実習実施者が取次送出機関に対して違約金等を支払うことなどを定める契約などが想定される。

※ この規定については、現行の上陸基準省令（平成2年法務省令第16号）の「技能実習第1号ロ」の項の下欄第7号においても同様の措置がされているところ。

# 技能実習生に対する保護方策

## 1 管理監督体制の強化

- 監理団体の許可制
- 技能実習計画の認定制
- 機構や主務大臣による実地検査

## 2 相談・支援体制の整備

### (1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も予定。  
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も想定。
- 実習生本人の希望や緊急性・必要性等を考慮して一時退避先を提供する仕組みも検討。

### (2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条,33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

### (3) 法違反事実の主務大臣への申告権明記

- 実習実施者や監理団体に法違反事実がある場合、技能実習生は主務大臣に申告できることを法律に明記(49条)。
- 申告を理由とする不利益取扱いに対する罰則も整備。

## 3 罰則の整備

| 罰則                                             | 監理団体                                                                                                | 実習実施者                    |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 1年以上<br>10年以下<br>の懲役<br>又は<br>20万円以上300万円以下の罰金 | ① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって技能実習を強制する行為(46条)                                                | 労働基準法に同様の規定あり(5条)        |
| 6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金                           | ② 違約金等を定める行為(47条1項)<br>③ 貯蓄金を管理する契約を締結する行為(47条2項)                                                   | 労働基準法に同様の規定あり(16条・18条1項) |
|                                                | ④ 旅券等を保管する行為(48条1項)<br>⑤ 私生活の自由を不当に制限する行為(48条2項)<br>⑥ 法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い(49条2項) |                          |

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。